

【表紙】	
【発行登録番号】	29-投法人1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月22日
【発行者名】	星野リゾート・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 秋本 憲二
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目6番18号
【事務連絡者氏名】	株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 取締役財務管理本部長兼財務管理部長 隆 哲郎
【電話番号】	03-5159-6338
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	星野リゾート・リート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成29年8月30日）から2年を経過する日（平成31年8月29日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1) 【銘柄】

未定

(2) 【投資法人債券の形態等】

未定

(3) 【引受け等の概要】

未定

(4) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5) 【振替機関に関する事項】

未定

(6) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成25年4月10日

登録番号 関東財務局長 第84号

(7) 【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、改修工事費等の費用の支払資金、修繕費等の支払資金、運転資金等に充当します。

(8) 【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第8期（自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日）平成29年7月27日に関東財務局長に提出
計算期間 第9期（自 平成29年5月1日 至 平成29年10月31日）平成30年1月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間 第10期（自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日）平成30年7月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間 第11期（自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日）平成31年1月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間 第12期（自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日）平成31年7月31日までに関東財務局長に提出予定

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 本店

（東京都中央区京橋三丁目6番18号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）